

岩手県告示第 461 号の 2

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条の規定により、平成 20 年 6 月 14 日の平成 20 年岩手・宮城内陸地震により災害が発生した一関市の区域内において救助を行う。

平成 20 年 6 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也